

日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門

関西地区代表選手選考会実施基準

第1条 目的

この基準は日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門（以下インカレスプリント）関西地区代表選手選考会（以下セレクション）を公平且つ円滑に行い、地区代表選手を決定するため、その選考方法を定めたものである。

第2条 参加資格

1. 関西学生オリエンテーリング連盟の加盟員であり、インカレスプリントへの参加資格を有する者がセレクションへの参加資格を有する。
2. 新規加盟予定者については、前項の規定にかかわらず、参加することができる。ただし、8月31日までに登録を完了しなかった場合には、参加資格はなかったものとみなす。

第3条 主管

1. 主管は原則として関西学生オリエンテーリング連盟諮問委員、第6条で定めるセレクション免除者及び有志によって構成される実行委員会とする。
2. セレクションは外部団体への委託も可能とする。その場合は、委託先団体との打ち合わせの上、実行委員会のあり方を別途検討するものとする。
3. 11月総会において次期OB1年目世代に運営が可能か確認を行い、OBが運営できないようであれば、冬の近畿OL連絡会において相乗りできる大会を探すものとする。2月総会までに相乗りできる大会が見つからなかった場合は改めてOBに運営を依頼し、2月総会でテレインと日程を決定する。4月総会までに開催の主管を決定し総会の承認を得なければならない。

第4条 開催日程

1. 実行委員会によるセレクションの場合、開催日程は2月総会までに総会に提案し、承認を得なければならない。
2. 第3条で定められた実行委員会によるセレクション以外の大会をセレクションに使う場合、選考人数の割り振りその他追加条件等は4月総会までに承認を得なければならない。

第5条 開催場所

実行委員会によるセレクションの場合、開催場所は2月総会までに総会に提案し、承認を得なければならない。また、セレクション3ヶ月前から、関西学生オリエンテーリング連盟加盟員のオリエンテーリング目的の立入を禁止するものとする。なお、諸般の事情により事前に開催場所を発表できない場合には、第4条2項に定める日程の承諾を得ればそれで足りるものとする

第6条 セレクション免除者

1. 以下の者が、インカレスプリントへの出場の意思を示した場合、インカレスプリント関西地区代表選手として認定され、セレクションが免除される。但し、その者が当該年度のインカレスプリント出場資格なき者の場合、この規定は適用しない。
 - i. オリエンテーリングの世界大会(WCup, WOC, WUOC)の各国・地域代表選手になった者
 - ii. 前年度のインカレスプリントで入賞し個人実績枠を獲得したもの
2. セレクション免除者は、原則としてセレクションの運営に関わるものとする。ただし、やむを得ず欠席する場合には、実行委員会に申請し許可を得なければならない。また、運営を外部に委託した場合、免除者もその大会に出場できる。ただし、免除者はセレ対象順位から除くこととする。

第7条 セレクション

男女とも当学連に与えられた代表選手枠のうち、代表選手枠から免除者と推薦枠を除いた人数をセレクションの上位者から順に選出する。

第8条 セレクション不成立時の措置

セレクションレースが、競技不成立等によりセレクションとして不適切であると判断される場合の措置は、セレクションが行われる前の総会で提案され、承認を得なければならない。

第9条 諮問委員会による推薦

1. 推薦者の選出は諮問委員会が行う。
2. 推荐の基準は別紙（日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門関西地区代表選手選考会推薦基準）に従い、推薦枠の人数だけ選出する。
3. 前条の代表選手枠が11名未満の場合は1名、11名以上の場合は、提出者の中から2名を選出する。
4. 自己推薦するものがセレクションに欠席していてもその理由は問わない。
5. 推荐に関する諮問委員会議事録は公開する。ただし、競技者個人のプライバシーに関する部分は、自己推薦者に秘匿の意向があり、且つ諮問委員会が秘匿事項と承認した場合、議事録には公開しないか、または支障ない別の表現で言い換える。
6. 推荐申込者が推薦枠に満たない場合、セレクションの次点者を繰り上げることにする。

第10条 辞退

代表選手は何らかの事情により代表選手を辞退する場合、幹事長に辞退を届けなければならぬ。また、代表選手が辞退した場合セレ通過者および推薦選出者を除いた者のうちセレクションの上位から順に繰り上げる事とする。

第11条 枠の再配分

他学連より枠の再配分を受けた場合、セレ通過者および推薦選出者を除いた者のうちセレクションの上位から順に繰り上げることとする。

第12条 特記事項

この基準により対処できない事態の生じた時は、総会がこれに対応する。

第13条 改正

本基準の改正は総会において全加盟校の過半数の賛成を必要とする。

第14条 施行

本基準は平成28年4月1日より施行する。

平成28年4月1日制定

平成28年12月14日改正

平成30年10月14日改正